

**アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に
係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令要綱**

- 1 アメリカ合衆国（プエルト・リコを含む。）を原産地とする特定の鉄鋼及び鉄鋼製品であって平成17年3月20日までに輸入されるものについて、その関税の譲許の適用を停止し、関税定率法別表の税率（その関税の譲許の適用の停止がないものとした場合に協定税率の適用があるものについては、当該協定税率）と同一の税率による関税を課することとする。（第1条関係）

- 2 この政令は、平成14年6月18日から施行することとする。